



Title	厚生経済研究
Author(s)	福田, 徳三
Citation	
Issue Date	1930-03
Type	Book
Text Version	publ isher
URL	http://hdl.handle.net/10086/15413
Right	

五 國際信義の立場より見たる

東京市佛貨債問題

(一)

東京市の佛貨公債を所有する一佛蘭西人が、同國の或裁判所に東京市を相手取つて最近期限の利息の支拂に就て一つの訴訟を起したことは、本邦の新聞紙上に於て散見する所である。我輩は其訴訟の内容を確かに知らないから、如何なる要求をしたか分らないが、新聞紙の記事を誤りなきものとすれば原告は百二十五法の利息を、若しくは其爲替相場を以て支拂ふ可しとする判決を要求するに在つた様である。百二十五法と云ふのは、日佛兩貨幣の平價で云へば四十六圓二十五錢ばかりに當るのであるが、今日現在(九月二十一日)の日佛爲替の相場(銀行一覽拂十七法四十五參)から云へば七圓二十二錢五厘にしか當らないのである。従つて右原告の訴訟が勝ちを得れば、東京市は原告に對して四十六圓二十五錢を支拂はなければならぬし、是れと反對に右原告の敗訴に歸して、恐らく東京市の希望するであらう通りに現在の日佛爲替の相場で支拂ふとすれば、總額僅かに七圓二十二錢五厘丈で済む譯である。而して是れは今回の利拂にのみ止まらず、向後の利拂にも適用せられ、延いては元金總額の償還にも適用せられることになるであらう。元金は約九千萬法、残つて居ると云ふ話であるからして、之

を平價で支拂へば約三千三百三十萬圓を償還しなければならぬが、現在の爲替相場で支拂ふことになると約五百二十萬圓で事足りる譯であつて、元利を通計すれば兩者の懸隔は甚だ大なるものとなる。従つて東京市としては此訴訟の勝敗に重大なる關係を持つて居る。然し佛蘭西に於ける東京市債券の所有者に取ては恐らくより、以上の重大なる關係を持つて居る譯である。何となれば佛蘭西國民は今や一樣に法貨（フ）の對内對外兩價值就中對外價値の暴落の爲めに非常に苦しみつゝあるのである。のみならず、此問題は獨り東京市の問題丈けではなく佛蘭西國民の所有して居る一切の對外債權にも波及す可き問題であつて、其影響の及ぶ所は實に莫大なるものと云はなければならぬ。従つて一原告の勝敗は佛蘭西の全國に取つて經濟上にも財政上にも決して輕視する事を許されぬ。其利害關係は實に佛蘭西全體に及ぶのであつて、恐らく佛蘭西の國民は其朝に在ると野に在ると、東京市債券の所有者たるにたらざるとを問はず、此問題を以て彼等の共同利害に關する重大問題と考へて居るであらう。而して右の訴訟を取扱ふ裁判所は佛蘭西の裁判所で、其裁判官も悉く佛蘭西人であり、更らに傳へ聞く所によれば、東京市の訴訟代理人たるべき辯護士も亦佛蘭西の辯護士の中から選任せられる外なると云ふ話である。又例のソシエテ・ジ・ネラルとて、佛蘭西人を以て成り立つて居る一つの會社である以上、此點に於て東京市は甚だ不利なる立場に在つて、單に訴訟の成行を知ることすら容易でない。而も是れに對し是非の判斷を下すのは矢張り佛蘭西の新聞雜誌であるから、裁判所の心證を左右するの力ありと思はれる當面の輿論を作る者は、言ふ迄もなく右の利害關係を持つ佛蘭西人のそれであらねばならぬ。此重圍の中に在つて腹背に大敵を控えて孤軍奮闘する東京市當局者の立場は甚だ苦しいものと云はなければならぬ。ソコで、我輩は第一に問ひたい、東京市當局者は此重大なる問題に處して不利なる立場に在ることを自覺し居るや否や、又此事に對して援助盡力を與ふ可き地位に在る所の日本朝野の人々は佛蘭西の事情に通ぜず恐らくは其言語を操ることに困難を感じて居る人々であるらしいから、不利は益々重加するものと覺悟しなければならぬ。或は當時、東京市債募集事務を取扱つた所のソシエテ・ジ・ネラルは、商人の公徳として東京市の立場を呑み込んで、東京市の爲めに奮闘するに違ひないと思つて居る者もあるかも知れないが、其れは飛んだ空頼みである。彼ソシエテ・ジ・ネラルは元來が一營利業者で、獨り東京市債の募集事務を取扱つて居るのではない、佛蘭西の會社として有らゆる方面に種々なる關係を持つて居るのであるから、佛蘭西の輿論を敵として戰ふのは甚だ不利なりとするであらう。さればソシエテ・ジ・ネラルに一切を一任して安閑として居つて可いと云ふ者ありとすれば、それは甚だ寒心す可きこと、云はなければならぬ。

又佛蘭西の裁判所の組織なり實狀なりは、日本のそれと同一筆法を以て律す可きではない。極めて大ざつばなることを云ふ様であるが、佛蘭西人は、何れかと云へば聰明であり、理智にも富んで居るが、同時に極めて感情に鋭い國民であつて、原告も亦佛蘭西人である以上、此國民性から離脱し得るとは保證することが出来ぬ。就中極めて大體の話ではあるが、佛蘭西人は健訟の國民であり、其一例を云へば、巴里に支店を有する日本の或商會社の如き數年若しくは十數年に互る訴訟を五つも六つも持つて居

る、其れも原告としていなく悉く被告としていある。謂はい、訴訟は佛蘭西人に取つては尋常茶飯事であつて、右の會社の如きも何んな訴訟が繫屬中であるか知らない位雜然と紛糾して居ると云ふ話を聞いた。併し乍ら訴訟は然う何時までも續けて行かれない、初めから犠牲を覺悟して、或時期になれば讓歩して仲裁に掛けて解決する外はないと諦めて居るので、現に然うした實例もあると聞いて居る。又佛蘭西では辯護士を頼むにしても日本のそれとは趣を異にし、元來が門地や地位や位階を大變重んずる國民であるから、假令勝訴の見込みある訴訟に對しても、無用とは知りつゝ、地位の高い例へば嘗て國務大臣であつたとか、現に貴族院議員であるとか、辯護士組合の権力家に依頼するさうである。而も其人々を頼むとしても通り一遍に頼んでは引受けて呉れない。種々入り込んだコンネクションの絲を辿つて行かなければならぬと云ふことである。此等の事情を綜合して見て、我輩は豫感的に云ひたい、今回の訴訟に於ける東京市の勝味は、先づ十中の二三分しか無い、其二三分も餘程努力するものとしての二三分であつて、今日までに現はれた緩漫さでは二三分は愚か、一分一厘の勝味も無いものと案ぜられる次第である。

(三)

此問題は法律と經濟の兩方面から考へて見た方が可いと思ふが、我輩は法律の事には門外漢であるから何事も云ふことは出来ないが、東京市は既に應訴した以上、法律の上では勝訴の自信を持つて居るのかも知れない、又然ある可きことを熱望する次第であるけれど、我輩の常識法律論から考へて見ても是れ亦勝訴の見込み確實とは云へない様である。

今議論を簡明にする爲め若干項目に分けて述べて見よう。

A 東京市債の券面に壹億八拾八萬法と書き放してあり、利札に於ても同様である場合は、極めて簡單であるが如く考へられるかも知れないが、我輩の素人法理論でも必ずしも然うは思はれない。然し舊式の概念法學の立場に立つ人々に取つては、或は當然の事であらう。概念法學の屁理窟に従へば十二法五十參と書いてあれば何時の法であつても可い、十二法五十參さへ返せば可いと云ふであらう。是れ概念法學の概念法學たる所以である。東京市債が募集された當時の法と現在の法とが同じであるのは、獨り名稱あるのみで、實質は全然違つて居るが、概念法學の從來の論法から云ふと、實質の如何に拘らず、名目の法が同一ならば、何時でも同一の法として取扱つて差支なからう。處が今日の現實生活に立脚した考へから云へば然う一概には許されぬ。實質論は經濟論と混同するから次項に譲つて、先づ從來の法理論から考へて見よう。從來の法理の上から考へても、獨逸に於ては可なり問題を惹き起した。學友の岩田教授が東京商科大學の『商學研究』第三卷第三號第一〇七三頁以下に「*Clausula rebus sic stantibus* に就いて」と云ふ論文を發表し、同じ雜誌の最近號（第六卷第一號本年七月五日發行）第一〇一頁以下に更に『貨幣の内部價值についてのドイツ裁判所の見解』と云ふ論文を發表して非常に周到綿密なる研究を論述して居られる。同教授の結論は東京市の立場に立つて見ると有利である様に考へ

られる。併し乍ら其結論の中にも次の如き一節がある。

固より増値請求權(福田曰く例へば東京市の佛貨債券の所有者が現に主張するが如き)は專ら信義誠實の原則に基いた法制度であつて、若し時代の要求が値上を必要と認め、そして何等かの標準、例へば國定生活品指數なり又は裸麥尺度なりによつてその値上の高を測定することを公平と認めるならば、此に問題は盡きるのであつてそれ以上言葉を加ふべき餘地はないかの如くである。しかしながら信義誠實は實は具體的標準を與ふるものではなく、時と處とを異にするに従つて、變化するものである。此に信義誠實と法律との關係を論じてをる暇はないが、要するに信義誠實に従つて或る權利が與へられねばならぬといふことは、之を純粹な法律的地見地からいへば、かくの如き權利が法制度として發生すべき時代の要求があるといふことに外ならぬのである。時代の要求はよく帝王を造り又帝王を奪ふ。造るが是が奪ふが非かは時代の要求以外の標準からして判断せられねばならぬ。法律學の任務は信義誠實に従つて増値請求權を建設しただけでは未だ足らぬ。信義誠實以外の標準に基いて學理的にその制度の根本を批判せねばならぬ。學理に背反する制度は恐らく永續し能はぬであらうけれども、法律學は進んでその背理的制度を消滅し了るやうに、或はその時代の要求その者を變化せしむるやうに指導せねばならぬ。これ實に法律學の主要なる任務であると信ずる。之を要するに、信義誠實に基いて増値請求權を設立するは法政策の問題であり、その制度を學理的に批判することが法律學の問題である。

同教授の考へ方は、如何にも痛快に概念法學の舊套を一蹴して起つた慨がある、而して同教授は右の増値請求權に對し法理上の斷案を下して曰く

増値請求權の學理的根據を貨幣學說に依つて説明することができないとすれば、之を他の方面に求めねばならぬ。それは恐らく *clausula rebus sic stantibus* に求むるより外はなからうが、沿革上からは増値請求權が契約解除權から發展したものであることを、本論の最初に於いて述べた。解除權と増値請求權とはその法理上の性質を異にするため、之を均しく *clausula rebus sic stantibus* と解することには多くの異論が行はれたけれども、もし *clausula rebus sic stantibus* それ自身が十八世紀の沿革を受けた傳統的名稱であつて、その要件にも效力にも幾多の變遷があり、就中之を將來に向つてのみ效力を生ずるところの解約權であるとせらるるに至つたのは、戦後期に於いてこの抗辯權が確立した時初めてのことである。その以前には或は之を遡及効を有する解除權であるとし、或は當然に法律行為を無効ならしむるものとする見解さへ行はれた。然らば一度解約權として發展した *clausula rebus sic stantibus* が、更に展開して増値請求權、正しく言へば一方的増額權となつたとても、敢て之を不可とする理由はなからうと思ふ。

と。我輩は東京市當局者に一言問ひたい。當局者は應訴するに當つて、以上のやうな法理論あることを充分に考慮して居つたか。恐らく夫々の専門家に就て意見を徴したであらうが、其の法律的助言者は以上のやうな法理論に對して如何なる立場を執るべきか、又其執つた立場が充分鞏固なるものであると、保證せられたであらうか否か、又他方に於て佛蘭西に於ける原告が提訴の根據とするものが岩田教授の法理論と同じか類したものかを確かめられたか否か。法律學の上に於ては、佛蘭西は多くの點に於て獨逸に比し遜色の無い優れた學者を持つて居る國であるから、恐らく充分攻究した上のことであ

ると覺悟しなければならぬ。然し我輩が本年六月の末に佛蘭西を辭して歸朝する迄は、寡聞なる我輩は右の様な法理論が根據となつて居ることを聞かなかつた。概念法學の支配は佛蘭西の裁判所に於ても可なり強いらしく考へられるし、又法の暴落は馬克の暴落よりも新しい現象であるが故に、此の現象に對しては、獨逸に於て行はれたより以上の法理的な研究が多士濟々の佛蘭西に於て行はれて居ないとは云はれぬ。一度之れ有る以上、佛蘭西の學者が岩田教授の論文のやうな法理論を理解する能力が無いなど、考へてはならぬこと言ふ迄もない。

B 然し東京市の現在の場合は右の場合とは違ふのである、縦令右の場合に勝味ありとしても、現實の場合に當て嵌めることは出来ぬ。何となれば既に世間に知れ互つて居るが如く、東京市債の券面には *Fr. 100,880,000 (Equivalent to £. 4,000,000)* と書いてあり、利札面には *at the current rate of exchange* と書いてあるのである。此點に先づ第一重大なる相違がある。同市債を募集した當時の東京市電氣事業公債條例にも次の如く書いてある。

第一條 本公債ハ電氣事業經營ノ費途ニ充ツル爲英貨券面九百十七萬五千磅ヲ明治四十四年度ニ於テ募集ス

前項債額ハ其一部ヲ佛貨公債ニ變更スルコトヲ得此場合ニ於テハ英貨一磅ニ對シ佛貨二十五法
二十二參ノ割合ヲ以テ換算ス

又債券面竝に各利札券面にも次の如き文句がある。

“Current rate of exchange”

右の二つの文句は本問題の決定に重大なる關係あること言ふ迄もない。是れが法律上何う取扱はれるか、右の文句を經濟上、慣習上、何う解す可きかと云ふ事は、如何にも重要な法律上の問題であらねばならぬ。然し法理上の研究は専門家に讓つて、其研究の土臺になるであらうと考へられる所の經濟的解釋に就て一言して見たい。そこで議論は經濟上の方面に移る。

(III)

經濟上の立場を考へるに就ても亦若干項目に分けて見るのが便利であらう。

A 先づ第一に著しく目立つ事實は、何故佛蘭西に於て佛貨公債として募集する債券面に英貨の磅を掲出したかと云ふことこれである。極く皮相的に云へば、元來英貨債として磅で募入して貰ひたいものを當時金融界の事情を考慮して佛蘭西に於て募集したものに違ひないから、其募集者たる東京市は磅の手取を希望したものであること言ふ迄もない。従つて右の *Fr. . . equivalent to £. . .* 云ふ文句を態々入れたものであらう。其れは要するに便利上の問題であつて當否論議の問題ではなからう。然し當時では便利であつたものが今は反つて紛議の禍根となつて居るのである。一體、我國の官民ともに歐羅巴と云へば唯だ英國あるを知つて大陸あることを知らない、世界に對して英國本位の考へ方をして、恰かも日本は英國の屬國たる如き態度を標榜して恬として顧みない。故に當時に於て便利と

云ふのは、英國本位の見方で便利であると云ふたに過ぎないので、其外には大した理由を發見するに苦しむのである。大袈裟な云ひ方であるが、固陋なる英國本位觀が今回の紛議の種を蒔いたものとも云ひ得られるであらう。佛貨債に *equivalent to £. 4,000,000* として外國貨を掲げると云ふことは、假令狹隘なる概念法學の立場に立つても充分問題を惹き起すべきである。即ち *equivalent to £. 4,000,000* とした事は單純なる貨幣名目解釋を直ちに許さないことになる *equivalent to £. 4,000,000* と云ふ文句は、法の實質を考慮すると云ふことを明かにしたのである。而して前述の條例には其事實を具體的に『英貨一磅ニ對シ佛貨二十五法二十二參』と書いてある。然し實質を考慮に入れると云ふことは、經濟上今日までの通説たる所謂金屬主義 (Metalism) の採る所である。例へば、我貨幣法第二條に『純金ノ量目二分ヲ價格ノ單位ト爲シ之ヲ圓ト稱ス』としてある。此條文を嚴格に解すれば、純金の量目二分に當る圓でなければ圓ではない譯である。然し斯かる議論は實際には唱へられない、二分の何割にしか當らぬ圓を圓として授受して怪しまない。假りに我輩が俸給を貰ふ時に、月給何圓と云ふ辭令を受けたから金二分の何倍かを戴かねばならぬと云つて訴訟を起したならば、我國の裁判所は何んと裁くであらうか。恐らく我輩の訴訟は成立しないであらう。少くとも斯の如き訴訟を起せば好奇の業として世人の嘲笑を招くに止まるであらう、こゝが貨幣名目主義 (Nominalism) の強い論據とする所である。然し今は經濟理論を論述する場合ではないから、此點は論じまい。現在の場合の東京市債に就て云へば右の場合とは著しく違つて居つて、*equivalent to £. 4,000,000* と云ふことは積極的に實質を考慮したものと解釋せられる

餘地は充分に残してゐるのである。況んや東京市債條例に前掲のやうな明文あるに於てをや。之を分り易く云へば、東京市は四百萬磅の債務を負ふことを覺悟して立ち、而も之を天下に公示したのである。信義誠實の問題から云へば無論の事、金錢貸借の通理から云つても、法理論は別として經濟上から見ると、東京市が負擔した債務は四百萬磅であつて壹億八十八萬法ではない、東京市條例に『英貨壹磅ニ對シ佛貨二十五法二十二參』と書いたのは、當時に於ては東京市自らを保護したのである。當時急激なる事件が起つて、右の換算率が變つた場合に損失を被ることを防ぐべく明記したものと見られる。幸ひ當時は其事がなかつたから問題が起らなかつたに過ぎない。然し今日では其問題が起つた而して其れは東京市に取つては不利に、佛蘭西の債權者に取つては有利に使用せられ得る文言とならぬことを保し得られないのである。各利札毎に一々磅額を示してあることは、單に一片の形式と見ることは出来ない。東京市から云へば自己擁護の爲めに一々明言したものと見られよう。

B 次に各利札毎にアンヴェルス、ブルユクセルに於て支拂はれる場合は、時の爲替相場によると云ふ文句が掲げられてある。或人は此文句こそ東京市に取つて有利に解せらる可き有力なる武器と云はれたが、我輩は其人に對して次の如く答へた。此一言は諸刃の劍である、毒にもなれば藥にもなり、何れの場合でも有力である。然し之を毒とするか藥とするかは巨匠を俟つて始めて決せられる問題である。舊式の概念法學の天地に躡躑して居る人々には毒にも出來ず藥にも出來ないであらう。今回の訴訟に於て東京市が勝つとすれば此文句で勝つであらうし、反對に負けるとすれば此文句で主なる

敗因が形造られるであらう。此點を法理論を離れて經濟上から論じて見よう。成程表面から云へば、アンヴェルス、ブルユクセルで利息を支拂ふ時には、其時の爲替相場によつて換算し、白耳義法で十三法を支拂はねばならぬこともあらうし、又反對に十一法にて足りることもあらうと解釋される。其れ丈の事を考へて、此一言があるので勝つと云ふのは極めて皮相の見解ではあるまいか。何故なれば、右の一言は今日の場合に於て單に當面の解釋に委す可きものではなく、原則的の重要を持つ可きものである。其原則的の重要と云ふのは、少くとも利息の支拂に當つて、債務者が現實的なる其時々爲替相場と云ふものを採用することを公認したことこれである。従つて佛蘭西の法が今日現實の場合とは正反對に騰貴して居たものとすれば、如何なるかを考へて見なければならぬ。若し Current rate of exchange の文句がなくて、單に十二法五十參を支拂ふとしてあれば、少くとも當面の問題は起るまいが、此文句ある以上は例へば極端なる場合を想像して、佛蘭西の百法に對し白耳義法二百法なる相場が建つて居つたとしたら如何なるであらうか、此場合には十二法五十參の利息を支拂ふ爲めに二十五法の白耳義法を支拂はなければならぬ。其時に東京市は即時に二十五法を支拂ふであらうか如何であらうか。此場合は二つに分けて考へられる。

甲、百法對二百法の相場なるものが白耳義法の下落到つて成立した相場である場合

乙、反對に右の相場が佛蘭西法の騰貴に因つて成立した場合

甲の場合に於ては假令請求通りに支拂つても何等の差がない、東京市の負擔は其れが爲めに増大することは斷じてない。唯白耳義法が獨り下つたので、名目は二十五法を支拂ふと云つても、磅又は圓に換算した額には變りはない。其反對に乙の場合に於ては事態が全く違ふ。東京市の支拂ふべき金額は著しく増大するのである。何となれば、圓又は磅に換算した額が倍若くは其れに近くなるであらうから。此場合に於ては東京市は果して直ちに債券所有者の要求に應ずるか否か、十の八九應じないものとしか考へられない。然せざれば東京市の當局者は背任の譏を受くることを覺悟しなければならぬ。而して此場合に訴訟が起されたとすれば、東京市の主張は如何であらうか、恐らく前掲の Current rate of exchange の文句を武器として擔ぎ出すであらう。曰く『東京市の負擔したものは白耳義法でもなければ佛蘭西法でもない磅である、即ち二十五法二十二參即ち一磅の法である、十何法即ち一磅の其法ではない』と。併し乍ら自己の不利なる場合に於ける主張は他人の爲めに有利なる論據でなければならぬ、少くとも經濟上は然うである。之を極端に詰めて考へて見れば、東京市が負擔した四百萬磅は即ち二志〇片有餘の圓額である。何んとなれば、其れが東京市の實收額であるから、其額が倍にもなつた場合に何等抗爭することなくして東京市は之を支拂ふものとは考へられない。否佛蘭西法が暴騰する場合ありとすれば、縱令右の白耳義法に換算の文句なくとも equivalent to £. 4,000,000 の文句丈けでも争ふであらう。曰く『equivalent to £. 4,000,000』と云ふことは換算率を示したものでない、佛蘭西人側では主張するかも知れない。其れは一片の形式論である、Fr. 100,880,000 = £. 4,000,000 と書いてあれば、其公式の中に換算率は含まれて居る。即ち壹磅は二十五法二十二參であるに相違ない、唯だ印刷し

た債券面に其率が數字となつて現はれて居らないと云ふ丈で、其率がなければ右の等價式は成り立たないのである』と。恐らく然う云ふであらうと思はれる。而して其れは人をして首肯せしむるに足る一つの論據たるは言ふ迄もないと思ふ。然し是れは佛蘭西側の云ひさうな事であつて、東京市が云ひさうなことでないことは勿論である。何となれば、東京市に取つては右の文句が毒となる解釋しか生み出されないからである。唯だ藥となる解釋は東京市又は東京市の助言者の採つて居る所であるが、其れは如何であるかは知らない。我輩の斷案の趣意は此問題を輕視してはならぬと云ふことを警告するのみで藥となるべき解釋を茲に述べる必要を見ない、又我輩は今治療投藥をしようと云ふ心持を少しも持つて居る者ではない。

以上は我々經濟生活の研究者から云へば、要するに下らぬ三百代言の理窟に過ぎない。どちらに轉んでも敢て意とするに足らない。我輩はもつと高所に登つて觀察せんことを欲するのである。岩田教授の語を藉りて云へば、時代の要求はよく帝王を造り帝王を奪ふ、造るが是か奪ふが非かは時代の要求以外の標準から判斷せられねばならぬ。問題は單に何十萬、何百萬圓の得喪の問題ではない、世界の表に於ける日本の信義の問題である。此の高き立場から云へば、我輩は東京市が原告の要求に對して直ちに應訴した事その事が大きい謬りであると思ふ。法律上から云へば管轄違ひであるかないかと云ふやうな問題も起るであらうが、そんな事もどちらでも宜しい。東京市、否、日本は佛蘭西に於ける東京市債券の所有者に對して、更に擴めて云へば外國一般に對して、此問題に就て如何なる債務を負

ふて居るかを考へて見なければならぬ。日本は東京市と云ふものに依つて、當時の手取金額圓價で約四千萬圓丈の債務を負ふたのであつて、是れに對して約束通り元利を支拂ふのは固より當然である。法律の缺陷は兎も角、佛蘭西の國民的災禍とも謂ふべき法貨の大暴落を好機會として現に負ふて居る債務を其五分の一にも六分の一にも減じて仕舞ふなどは、高き信義の立場に立つ者に取つては到底考へ得られない事である。其れと同時に、日本の圓も下落して居る、尤も今日は著しく圓の價值も昂まつたけれど、平價には尙ほ若干の開きがある。従つて、當時の實收四百萬磅を償還しようとするには、當時の手取りよりは餘計に支拂はなくてはならない。是れは佛蘭西の債權者も熟知の事實であつて、彼苦しめば我も亦苦しむ場合には互に同情し合ふ可きである。更に附け加へて云へば、日本殊に東京市が大正十二年の大震災に因つて莫大なる損害を被つて居る事も世界周知の事實である。元來が土地狭く人多き國であるのに、近年は又引續き財界不況の影響も受け、隣邦支那に於ける絶えざる戰亂の爲にも少からぬ打撃を蒙つて、國內の不景氣が彌々深刻となつて苦しみ悶えて居ることも亦誰人も認むめる事實である。昔は武士は相見互ひと云つたが、今日は國と國と、國民と國民とが相見互ひでなければならぬ。従つて我輩は此問題は單に裁判所のみで決定しようとすることは重大なる錯誤であり、又日本全體の立場として極めて不利なる解決法であると確信する。

經濟上の利害は如何あれ、法律上の勝敗は如何あらうとも、日本は何處までも信義の國として、友誼に篤い國として立たなければならぬ。殊に法貨暴落の爲めに塗炭の苦しみを嘗めつ、ある佛蘭西國民

に對しては、特に深厚なる同情を持たなければならぬ。而して情は他人の爲めならず、日本は此問題に對して公明正大(と云ふのは法律上の話ではない)なる態度に出づると云ふことは、懸て世界の表に信用を高からしむる所以であつて、其經濟的作用は實に重大なるものなりと確信する。況んや日本現在の經濟的財政的立場としては、外債外資に俟たなければ施行し得られぬ事業が少からずある。此等の募集輸入が成功すると否とは、單に駐外財務官に一任し去る可き事柄ではない、否、駐外財務官の手腕の如きは極めて小なるものと見て宜しい。其背景を成す所の國家及び國民の國際的信義が其の成否を決定す可き鎖鑰を握つて居るのである。而も應訴した東京市は此高さにまで登つて後始めて當面の問題の處理を決定したのであらうか否か、我輩の切に與り聞かんと欲する所である。

(四)

我輩立論の趣旨は以上を以て盡きたのであるが、一言蛇足を附して置きたい、蛇足は蛇足で無くもがなものであることは充分承知して居る。

A 既に應訴した以上、國際的信義の高所から眺めた見解は如何あらうと、先づ以つて當面の處理をしなければならぬ。前に一言したやうに、佛蘭西に於ては訴訟の繫屬中に仲裁の行はれる實例が甚だ多い。我輩は當面の問題に就て果して仲裁が可能なりや否やを知らぬ。然し假令可能なりとしても相當の努力を要すること言ふ迄もない、其努力は地元にてしても效能がない、彼地に出張つて努力し

なければならぬ。我輩の傳聞が誤つて居る事を希望するが、東京市は極めて最近に至つて始めて我駐外財務官の援助を乞ふたと云ふことである。若し此傳聞にして誤りなしとすれば、我輩は當局者の無鐵砲なるに喫驚せざるを得ないのである。が、今日となつて駐外財務官が飛び出しても其爲し得る所餘り大なることを期待することは出来ない。駐外財務官は歐羅巴の事情に通じて居ることを確信するが、若しも仲裁等に出づる場合、其試みを成功し得られる丈、佛蘭西國民の心理を理解し、佛蘭西財界の事情に精通して居るや否や、我輩の毫も知らざる所である。倫敦に居る財務官が巴里に赤毛布旅行をして佛蘭西國民の大多數は其の人の何人たるかを知るまい。財務の知識は寧ろ乏しくとも、佛蘭西の朝野上下に多少の知己を有し、相當の聲望ある人が加入するに非ざれば、財務官の努力は或は報いらぬかも知れない。況んや又傳へ聞くが如くんば、東京市は一吏員を派遣するを以て甘んじて居ると云ふことである。其人の如何なる人なるかは毫も知らないが、東京でさへ知られない人が巴里に飛び込んでどれだけの事が出来るか、頗る疑ひなきを得ない。誠實勤勉なる此吏員は恐らく歸朝の際には坊主にでもなつて歸つて來る覺悟をしなければなるまいと思ふて、我輩は深い同情に堪へぬ。

B 我輩の立場から云へば、仲裁の成否の如きも大した問題ではない、我輩は東京市の財政の極めて難境に立つて居ることも承知して居る。併し乍ら、佛蘭西國家や佛蘭西國民の苦境とは到底比較にならぬことを高唱して置かなければならぬ。今回の問題の解決は此見地から生み出さる可きものと確信する。具體的に云へば、東京市は此際有らゆる可能性を捕捉して、出来るだけ債券その物の全額の買

入償却をする覺悟はないか。言ふ勿れ『僅々何百萬圓は大國たる佛蘭西に取つてこゝの窮境を救ふべく九牛の一毛たるに過ぎない』と。佛蘭西の現狀は溺れる者藁をも掴まんとする状態に在るのである。今茲に何百萬圓かの日本資輸入が行はるれば、少くとも其心理的作用は決して輕微なものではない、而して其れが米國其他に對して極めて好き藍本と成ると信ずる。我輩の巴里を去らんとした時、既に巴里の市民は、外國人就中米國人が懷中に唸る弗を携へて巴里の歡樂境を席捲しつゝ、あるに對して寧ろ險惡なる心持を持ちつゝ、あつた、或は又米國人の自働車に投石したり、其行途を遮つたりした例もあつたさうである。而して我輩の歸朝後斯の如き事例は更に増加したと傳聞して居る。國際友誼協力の上から見て斯かる民族心理の起ることは甚だ悲しむ可き事である。然るに、今若し日本が陳吳の一鞭を著けて、あらゆる犠牲を捧げて、若干なりとも佛蘭西の財界を賑はし得る事ありとするならば、其事丈けでも日佛交際、否、日本の國際關係全體に極めて好き作用を及ぼすであらうと思ふ。更らに況んや震災の創痍未だ癒えざる東京市にして此事あるを聞くならば、米國に對して亦極めて好き反響を及ぼすであらうと思ふ。問題は金錢の多少ではない、日本國民の國際心の問題である。

C 假りに買入償却をするとしても、其方法は慎重に考慮しなければならぬ。此報一たび傳はつて、東京市債の佛蘭西に於ける相場を暴騰せしむることがあつては、折角の努力も水泡に歸して仕舞ふ。是れこそ駐外財務官の手腕に俟つ可きところである。幸ひにして日本の駐外財務官は、それ丈の技倆は充分備へて居ることを希望し且つ信するのである。今若し買入償却をするとして其方法だけに宜

しきを得れば、東京市は物質的にも相當の利益を得る譯である。五百法の東京市債が現在若くは買入償却の時に當つて、如何程で買ひ得られるかは知らないが、少くとも二十五法二十二參を壹磅に換算したやうな金額に達しないことは疑ひない所であらう。然れば其差額は東京市の利益に歸する譯であつて、而して此方法は國際信義の上より見ても非議さる可きでない。謂はゞ、彼を利し我を利し、彼をして大に利せしめ、我も亦少しく利する所ある一舉兩得の方法ではあるまいか。

然し既に斷つて置いた如く、是れは蛇足に過ぎない。殊に我輩は國際金融の實務に全く通ぜざる者であるから、此蛇足論の如きも學究の迂論に外ならぬかも知れない。が、今回の問題の特に重要なことを深く感じて居るので、唯だ考へ付いた儘を、率直に述べて識者の教へを俟つものである。(十五九廿一)

(『インヴェストメント』大正十五年十月一日號掲載)

附記。

私は、右一文の佛譯を作り、これを佛國經濟學雜誌(ジュルナル・デ・セコノミスト)主筆故イ・ヴ・ギョー先生へ送稿して、掲載を求めた。先生拙稿を一讀して、法は法にして其内容如何の如きは一々問ふ可きにあらずとする見地より、私の論旨を悉く不可なりとし、更らに念の爲め、佛國經濟學協會常任幹事エム・ニユエル・ヴァイダルの意見を徵せられた。ヴァイダル氏も亦拙論を非なりとし、佛國の輿論は、東京市が必ず勝訴すべきものと確信するが故に、此文を右誌へ掲載することは、雜誌經營上甚だ不得策なることなりとして、掲載見合せを主張せられた。よつて、ギョー先生は遺憾乍ら拙稿を登載するを得ずとして、私へ返稿し遣された。仍て私は其佛譯文を改めて『商學研究』昭和三年三月號に

寄せ、右ヴァイダルの意見書の一節をも、其れに添記して置いた。然るに、其後佛國裁判所に於いては、一度は、東京市の勝訴となつたが、第二回には其の敗訴となり、其後更らに抗告して今日に至るも未だ懸案中である。敗訴判決の全文は、私は不幸にして、これを見るに及ばないが、其理由の一部には、私の拙稿中の若干點も亦た含まれてゐたと傳聞してゐる。